

## 議案件名（令和元年第 4 回定例会）

専決処分	1 件（補正予算 1 件）
予算案	5 件（補正予算 5 件）
条例案	5 件（一部改正 5 件）
一般議案	10 件（宝くじの発売額 1 件、指定管理者の指定 9 件）
<hr/>	
計	21 件

## （ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（令和元年度千葉市一般会計補正予算（第 5 号））（令和元年 10 月 16 日）

## （ 予 算 案 ）

- 1 令和元年度千葉市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和元年度千葉市霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和元年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和元年度千葉市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和元年度千葉市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

人事委員会の勧告に基づき一般職の職員の給与改定を行うとともに、特別職の職員の期末手当を引き上げるほか、所要の改正を行う。

#### (1) 一般職

##### ア 給料表の改定

(ア)行政職 平均0.03%の引上げ

(イ)その他の職 行政職との均衡を基本に改定

##### イ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ

(ア)令和元年12月期 2.225月 → 2.275月(+0.05月)

(イ)令和2年 6月期 2.225月 → 2.25月(+0.025月)

12月期 2.275月 → 2.25月(-0.025月)

※期末・勤勉手当の年間支給月数 4.45月 → 4.50月(+0.05月)

#### (2) 特別職

##### 期末手当の支給月数の引上げ

(ア)令和元年12月期 2.225月 → 2.275月(+0.05月)

(イ)令和2年 6月期 2.225月 → 2.25月(+0.025月)

12月期 2.275月 → 2.25月(-0.025月)

※期末手当の年間支給月数 4.45月 → 4.50月(+0.05月)

#### (3) 会計年度任用職員

給料表の改定 一般職の改定に準じて改定

#### (4) 施行期日

ア (1)ア、イ(ア)及び(2)(ア)については、公布の日((1)アについては、H31.4.1から適用。

(1)イ(ア)及び(2)(ア)については、R元.12.1から適用)

イ (1)イ(イ)、(2)(イ)及び(3)については、R2.4.1

### 2 千葉市市税条例の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

特定非営利活動法人及び認可地縁団体のうち収益事業を行わない法人について、法人市民税の均等割を課さないこととする。

- (1) 特定非営利活動法人及び認可地縁団体のうち収益事業を行わない法人（法人市民税の均等割（税率（年額）50,000円）のみ課税となる法人）について、公益の増進に資するため、法人市民税の均等割を課さないこととする。

- (2) 施行期日 R2.4.1

- 3 千葉県病院事業の設置等に関する条例及び千葉県休日救急診療所条例の一部改正について  
(病院局 経営企画課)  
(保健福祉局 健康部 健康企画課)

診断書等の交付に係る手数料の上限の額を改定する。

- (1) 診断書等の交付に係る手数料の上限の額を3,300円から5,500円に改定する。  
(2) 施行期日 R2.4.1

- 4 千葉県屋外広告物条例の一部改正について (都市局 都市部 都市計画課)

屋外広告業者に係る欠格条項を改める。

- (1) 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」において成年被後見人等に係る欠格条項等に係る措置の見直しが行われたことを踏まえ、屋外広告業の登録に係る欠格条項から成年被後見人等を削る。  
(2) 施行期日 公布の日

- 5 千葉県営住宅条例の一部改正について (都市局 建築部 住宅整備課)

民法の一部改正に伴い、敷金及び利率の規定について所要の改正を行うとともに、市営住宅に入居するにあたり保証人を立てることを要しないこととするほか、大宮町第2団地を廃止する。

- (1) 民法の一部改正に伴い、敷金及び利率の規定について、次の改正を行う。  
ア 敷金を未履行の債務（未払いの家賃等）の弁済に充てることができることとする。  
イ 民法の現行の法定利率（5%）を引用した条項について、「法定利率」の表現を用いる。  
(2) 市営住宅に入居するにあたり、保証人を要しないこととする。  
(3) 施設の老朽化に伴い、大宮町第2団地を廃止する。  
ア 位置 若葉区大宮町3816番地  
イ 構造・戸数 準耐火構造平屋建5棟、2階建5棟・42戸  
ウ 建設時期 S43年度(40戸)、S49年度(2戸)  
(4) 施行期日 R2.4.1  
(5) 法改正 R2.4.1施行

( 一 般 議 案 )

1 当せん金付証券の発売額について (財政局 財政部 資金課)

令和2年度における発売額 100億円以内

(1) 当せん金付証券(宝くじ)の発売限度額を定める。

2 指定管理者の指定について (保健福祉局 地域福祉課)

施設の名 称 千葉県ハーモニープラザ  
指定管理 者 千葉県ハーモニープラザ管理運営共同事業体  
指 定 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区千葉寺町1208番地2

(2) 指定管理者の概要

ア 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団(代表)

(ア) 設 立 S46.7

(イ) 所 在 地 中央区千葉寺町1208番地2

(ウ) 従業員数 601人

イ 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

(ア) 設 立 S27.2

(イ) 所 在 地 中央区千葉寺町1208番地2

(ウ) 従業員数 1,027人

ウ 公益財団法人千葉県文化振興財団

(ア) 設 立 S48.2

(イ) 所 在 地 中央区中央2丁目5番1号

(ウ) 従業員数 74人

3 指定管理者の指定について

(保健福祉局 健康部 生活衛生課)

施設の名称	千葉県斎場
指定管理者	ちば斎苑管理グループ
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 緑区平山町1762番地2

(2) 指定管理者の概要

ア イージス・グループ有限責任事業組合 (代表)

(ア) 設 立 H18.3

(イ) 所 在 地 三重県四日市市朝日町1番4号

(ウ) 従業員数 1,315人

イ 東京ワックス株式会社

(ア) 設 立 S27.4

(イ) 所 在 地 埼玉県深谷市上野台2920番地

(ウ) 従業員数 908人

4 指定管理者の指定について

(市民局 市民自治推進部 市民総務課)

施設の名称	千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館
指定管理者	F u n S p a c e ・オーチャー共同事業体
指定期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区千葉寺町1208番地2

(2) 指定管理者の概要

ア F u n S p a c e 株式会社 (代表)

(ア) 設 立 H17.5

(イ) 所 在 地 東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

(ウ) 従業員数 649人

イ 株式会社オーチャー

(ア) 設 立 S46.10

(イ) 所 在 地 東京都渋谷区代々木2丁目18番3号 オーチャー第1ビル

(ウ) 従業員数 374人

5 指定管理者の指定について (市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

施設の名称	千葉県美術館ほか1施設
指定管理者	公益財団法人千葉県教育振興財団
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地

名称	所在地
千葉県美術館	中央区中央3丁目10番8号
千葉市民ギャラリー・いなげ	稲毛区稲毛1丁目8番35号

(2) 指定管理者の概要

- ア 設 立 H7.4
- イ 所 在 地 中央区弁天3丁目7番7号
- ウ 従業員数 376人

6 指定管理者の指定について (経済農政局 農政部 農政課)

施設の名称	千葉市中田都市農業交流センター
指定管理者	中田市民農園管理運営組合
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 若葉区中田町2479番地35

(2) 指定管理者の概要

- ア 設 立 H21.11
- イ 所 在 地 若葉区中田町381番地
- ウ 組合員数 10人

7 指定管理者の指定について (こども未来局 こども未来部 健全育成課)

施設の名称	千葉県少年自然の家
指定管理者	千葉YMCA・伊藤忠UCグループ
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野1591番地40

(2) 指定管理者の概要

ア 一般財団法人千葉YMCA (代表)

(ア) 設 立 S46.11

(イ) 所 在 地 中央区富士見2丁目5番15号

(ウ) 従業員数 25人

イ 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

(ア) 設 立 S57.3

(イ) 所 在 地 東京都中央区日本橋本町2丁目7番1号

(ウ) 従業員数 2,587人

8 指定管理者の指定について (都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	稲毛海浜公園花の美術館ほか3施設
指定管理者	株式会社ワールドパーク
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(1) 施設の所在地

名称	所在地
稲毛海浜公園花の美術館	美浜区高浜7丁目2番4号
稲毛海浜公園稲毛記念館	美浜区高浜7丁目2番3号
稲毛海浜公園海星庵	美浜区高浜7丁目2番3号
稲毛海浜公園野外音楽堂	美浜区高浜7丁目2番1号

(2) 指定管理者の概要

ア 設 立 H28.12

イ 所 在 地 美浜区中瀬2丁目6番地1

ウ 従業員数 41人

9 指定管理者の指定について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	千葉県蘇我スポーツ公園
指定管理者	SSP UNITED
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区川崎町1番20外

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社千葉マリスタジアム(代表)

(ア) 設立 H元.5

(イ) 所在地 美浜区高浜4丁目12番2号

(ウ) 従業員数 97人

イ ジェフユナイテッド株式会社

(ア) 設立 H3.6

(イ) 所在地 中央区川崎町1番地38

(ウ) 従業員数 46人

ウ 日本メックス株式会社

(ア) 設立 S47.4

(イ) 所在地 東京都中央区入船3丁目6番3号

(ウ) 従業員数 1,960人

エ 日本体育施設株式会社

(ア) 設立 S46.5

(イ) 所在地 東京都中野区東中野3丁目20番10号

(ウ) 従業員数 155人

※本議案の対象は、蘇我スポーツ公園から未整備区域を除いた区域。

＜整備済＞蘇我球技場、多目的広場、庭球場、第1多目的グラウンド、第2多目的グラウンド、円形野球場、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場

10 指定管理者の指定について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	昭和の森
指定管理者	昭和の森パートナーズ
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(1) 施設の所在地 緑区土気町22番外

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社昭和の森協力会(代表)

(ア) 設立 S50.3

(イ) 所在地 緑区あすみが丘2丁目9番地13

(ウ) 従業員数 20人

イ 西武造園株式会社

(ア) 設立 S26.2

(イ) 所在地 東京都豊島区南池袋1丁目16番15号

(ウ) 従業員数 1,112人

※本議案の対象は、昭和の森から球技場、庭球場及びフォレストビレッジを除いた区域。